

令和6年6月28日  
内閣府  
財務省  
厚生労働省  
農林水産省  
水産庁  
中小企業庁

株式会社日本政策金融公庫  
沖縄振興開発金融公庫  
株式会社商工組合中央金庫  
一般社団法人全国信用保証協会連合会  
独立行政法人農林漁業信用基金  
全国農業信用基金協会協議会  
全国漁業信用基金協会  
宮城県漁業信用基金協会  
長崎県漁業信用基金協会  
全国遠洋沖合漁業信用基金協会

## 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等との連携について

本年3月19日に、政府において「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」とされました。

震災から13年を経て、今後、機構の事業再生計画期間（支援決定から最長15年）の終了する案件が多く発生することが見込まれることから、被災事業者の再生支援を一層促進するため、貴機関の職員等に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

### 記

震災以降の時間の経過とともに、被災事業者を取り巻く環境も変化してきた中、支援決定を行った事業者の事業再生について、機構による事業再生に向けた取組みに加え、事業再生計画期間の終了後も見据え、支援決定時に支援を表明した金融機関はもちろん、日本政策金融公庫や信用保証協会等による関与がこれまで以上に期待される

ようになっている。

■ 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は支援決定時に支援を表明した金融機関として、本部・支店で協働した組織的な支援体制の下、機構と十分な連携を図り、被災事業者の事業について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

また、被災事業者がおかれた環境は厳しいものがある中、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、支援完了に向けて必要な支援を主体的かつ継続的に事業者ごとに検討し、着実に実施していくこと。

■ 日本政策金融公庫・一般社団法人全国信用保証協会連合会等

日本政策金融公庫及び信用保証協会等は、支援決定時に支援を表明した金融機関や機構と十分な連携を図り、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、事業再生に必要な金融支援について引き続き最大限の検討・配慮を行うとともに、支援完了に向けて、今後の見通し等を踏まえ、個別事業者の実情やニーズに応じて経営再建等に資する制度の活用を積極的に提案していくこと。

以 上